

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター
品質保証実施結果及び
常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書
(令和元年度下期報告)

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター
品質保証実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果
(令和元年度下期報告)

I. 品質保証の実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、令和元年度臨時マネジメントレビュー（3月3日開催）において、2020年度より開始される新検査制度の趣旨を踏まえ、品質方針を見直すことを決定した。

社長は、3月30日に見直した品質方針を設定し、ポスター掲示及び電子掲示板により全社員に周知した。

(2) 品質目標の設定、周知

(監査室)

監査室長は、令和元年度の品質目標を以下のとおり改正し、監査室内へ周知した。

- ・安全文化醸成に係る達成指標の見直し等のため、10月29日に改正し、同日、電子掲示板により監査室内へ周知した。
- ・安全文化醸成に係る達成指標の見直しのため、1月31日に改正し、2月3日、電子掲示板により監査室内へ周知した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、新検査制度に係るスケジュール変更等のため、令和元年度の品質目標を11月25日に改正し、同日、電子掲示板により安全・品質本部内へ周知した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、品質目標の優先度分類の新規設定等のため、令和元年度の品質目標を12月6日に改正し、12月9日、電子掲示板により再処理事業部内へ周知した。

(技術本部)

技術本部長は、品質目標の優先度分類の新規設定のため、令和元年度の品質目標を12月9日に改正し、同日、電子掲示板により技術本部内へ周知した。

(3) 社長による評価

実施状況：社長は、令和元年度上期定例マネジメントレビューを11月1日に実施するとともに、令和元年度第3四半期保安検査終了後のマネジメントレビューを12月12日及び12月24日に、令和元年度臨時マネジメントレビューを3月3日、令和元年度第4四半期保安検査終了後のマネジメントレビューを4月1日に実施した。(下期計4回)

実施結果：

(監査室、安全・品質本部、再処理事業部、技術本部共通)

(令和元年度上期定例マネジメントレビュー)

「新検査制度について、課題と期限を明確にして計画的に対応するとともに、保安規定申請に向けた準備を確実に進めること。」等の指示があった。

(安全・品質本部)

(令和元年度上期定例マネジメントレビュー)

「新検査制度を踏まえ、日々の改善活動に資するための監視のあり方について、具体的な計画を策定し、検討を進めること。」の指示があった。

(令和元年度臨時マネジメントレビュー)

『品質方針』改正の趣旨について、組織全体へ浸透させる活動を実施すること。」の指示があった。

(再処理事業部)

(令和元年度第3四半期保安検査終了後のマネジメントレビュー)

「再処理事業部は、保安規定違反の疑義となっている『ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における廃気処理設備の第1排風機全台停止』事象に対する再発防止を徹底すること。」の指示があった。

(技術本部)

(令和元年度上期定例マネジメントレビュー)

「技術本部として、組織及び体制のあり方について、期限を明確にし、検討を進めること。」等の指示があった。

(4) 文書及び記録の管理

監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、「廃棄物管理施設保安規定」、「全社品質保証計画書」及び関連文書(以下、「文書類」という。)に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(5) 保安活動の実施

(監査室)

監査室長は、文書類に従い、監査に係る業務を実施した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、文書類に従い、品質保証に係る業務を実施した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、文書類に従い、廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理、保守管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時等の措置に係る業務を実施した。

(技術本部)

技術本部長は、文書類に従い、廃棄物管理施設の保守管理に係る業務を実施した。

(6) 調達

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にした。

(7) 内部監査

実施状況：監査室長は、文書類に従い、監査計画に基づいて、下記の内部監査を実施した。

- ・ 監査室内の部署に対する内部監査：2月
- ・ 安全・品質本部に対する内部監査：期間中（下期）の内部監査はなし
- ・ 再処理事業部に対する内部監査：8月～2月
- ・ 技術本部に対する内部監査：8月～2月

実施結果：監査室においては、指摘事項及び軽微不適合事項は抽出されなかったものの、「より効果的な内部監査とするための現場確認の充実化」の観察事項が1件あった。また、提案事項が2件あった。

再処理事業部においては、指摘事項は抽出されなかったものの、「緊急作業従事者管理表の承認遅れに対する変更承認プロセスの改善要求」の観察事項が1件、軽微不適合事項が1件あった。また、提案事項が5件あった。

技術本部においては、指摘事項、観察事項、軽微不適合事項、提案事項はいずれも抽出されなかった。

(8) 不適合管理

監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、不適合を確実に識別し、処置及び記録した。なお、検出された不適合については当社ホームページで公開した。

(9) 是正処置及び予防処置

監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(10) 教育・訓練

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、廃棄物管理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように、関係法令及び保安規定の遵守に関すること、廃棄物管理施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること等について教育・訓練を実施した。

2. 品質保証活動の改善に向けた取組み

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長は、安全・品質改革委員会を下期に11回開催し、当社全体の品質保証活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行った。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質保証活動の支援

安全・品質本部長は、令和2年4月からの新検査制度へ向けて、各事業部との調整を重ね、規制要求事項を取り込んだ各事業共通の社内規定を整備し、各事業部の品質保証活動が適切に実施されるよう支援した。

また、安全・品質本部長は、役員を対象にした安全教育（講演会）を開催し、安全文化活動が活性化されるよう支援した。

こうした活動を通じ、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善を図っている。

(3) 安全・品質の継続的な改善に向けた取組み

設備の健全性を継続的に維持・管理していくため、原子力発電所の保守管理を参考として保守管理に係るルールを定め、点検計画の充実を図っている。今後は、新検査制度へ向けて策定する施設管理方針に基づくPDCAサイクルにより、施設管理の継続的な改善を図る。

また、マネジメントオブザベーションの実施、CAPシステムの活用等により、自らが気づく組織になるための取組みを継続して進めている。

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

第26回品質保証マネジメント会議を3月3日に開催する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、開催について見送ることとした。

なお、協力会社に対する個別訪問で受けた意見に対する対応状況について、3月19日、電子メールにて共有を行った。

(2) 再処理事業部と協力会社との連携

再処理事業部長は、日本原燃安全推進協議会（再処理事業所）を毎月開催し、労働災害の発生状況や安全パトロールの実施結果の周知等を行うことで、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進した。

なお、2月及び3月は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、日本原燃安全推進協議会の開催を中止した。

4. 安全・品質改革検証委員会

第6回安全・品質改革検証委員会を2月28日に開催した。また、その議事概要について3月9日に当社ホームページで公開した。

自主的安全性向上に向けた取組みの実施状況等について報告し、助言をいただいた。

5. その他

(1) 品質月間

品質月間ポスターの掲示（11月1日から30日）

Ⅱ. 常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：安全・品質本部、再処理事業部及び技術本部はロイド・レジスター・グループ・リミテッドによる令和元年度第2回定期監査を受けた。

（監査実施日：安全・品質本部12月10日及び11日、再処理事業部及び技術本部12月11日から13日及び18日）

監査結果：「指摘事項」及び「観察事項」に該当するものはなく、「提言事項」については、安全・品質本部に対して4件、再処理事業部及び技術本部に対してそれぞれ2件あった。

（令和2年4月28日、青森県及び六ヶ所村へ以下の報告書を提出）

・2019年度第2回 第三者定期監査の結果の報告について

以 上